兵下協二工

Vol.442

TOPICS

主な記事

HTA

- 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について(依頼)
- 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について
- 令和5年度 兵庫産業保健総合支援センター 産業保健研修会・セミナー日程一覧表(上半期)

5 2023 May



CONTENTS



行政からのお知らせ

近畿地方整備局

1 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について(依頼)

兵庫県

2 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫産業保健総合支援センターからのお知らせ

3 令和5年度 兵庫産業保健総合支援センター 産業保健研修会・セミナー日程一覧表(上半期)

事務局からのお知らせ

- 6 県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き贈呈式」を行いました
- 7 5月は「トラック運送業界の美化月間」です。 『ゴミは持ち帰ろう!』キャンペーンの実施について

陸災防のページ

8 重要なお知らせ

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年労働省令第33号)及び安全衛生教育規程の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第104号)が、令和5年3月28日に交付された。

- 9 はい作業主任者技能講習会のお知らせ
- 13 会員だより
- 15 協会日誌

適正化事業実施機関からのお知らせ

17 今月のテーマ 「令和4年度の活動内容について」

「標準的な運賃」を活用するための

運賃・料金の変更届出はお済みですか!

~まずは届出を~

〈兵卜協会員届出状況〉

(令和5年3月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合		
1615社	551社	34.1 %		

行政からのお知らせ

近畿地方整備局

異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について(依頼)

近畿地方整備局 兵庫国道事務所長

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、 道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上 げます。

記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道	淡路市塩尾 ~洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所
28号	洲本市中川原町厚浜 ~洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	(0799) 22-1680
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ~西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 190mm または 連続降雨量 160mm かつ時間雨量 40mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470



兵庫県

光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県においては光化学スモッグが発生するおそれのある4月20日から10月19日までを特別監視期間として、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」に基づき、広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグ広報等が発令された場合、広報等発令地域への自動車の乗り入れ自粛及び同地域内での運行自粛を効果的に実施され、窒素酸化物排出量の削減にご協力をお願いします。

記

1. 光化学スモッグ広報等発令対象地域(22市町) 神戸市(東部・西部・垂水・北部)、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、 丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種	類】	【発	令	基	準】

光化学スモッグ予報 測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基

準に達するおそれがあると判断されるとき

光化学スモッグ注意報 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、

気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき

光化学スモッグ警報 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、

気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき

光化学スモッグ重大警報 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、

気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき

3. 広報等発令の周知方法

- ・ ひょうごの環境ホームページ(http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/)に掲示
- ・ テレビ、ラジオによるスポット放送
- ・ 市、町の広報車による巡回放送
- ・ 交通情報掲示板に掲示 等

┃ 兵庫産業保健総合支援センターからのお知らせ

令和5年度 兵庫産業保健総合支援センター 産業保健研修会・セミナー 日程一覧表 (上半期)

月	В	曜日	時間	₹ − ₹	調整	会 場
4月	11	火	~4/17 16:30	化学物質規制の見直しと今後の省令等改正 ※1月16日開催分	労働衛生関係法令担当相談員 角森 洋子 氏	YouTube
	14	金	14:00~16:00	糖尿病と食事	関西労災病院 治療就労両立支援センター 管理栄養士 花田 奈央 氏	兵庫県医師会館 (602-603)
	17	月	14:00~16:00	レジリエンスプログラム(+マインドフルネス)⑥~レジリエンス・マッスル後半	カウンセリング担当相談員 永田 俊代 氏	Zoom
	18	火	14:00~16:00	「メンタルヘルス対策の問題・課題検討会」〜メンタルヘルス不調をどうしたら 予防できるか?みんなで考えましょう!〜	メンタルヘルス対策促進員 波多 勇 氏	兵庫県医師会館 (602·603)
	21	金	14:00~16:00	企業の健康経営は「心の健康づくり」が鍵	姫路商工会議所(601)	
	27	木	14:00~16:00	『国民皆歯科健診時代』のじょうずな歯科とのつきあい方	産業歯科担当相談員 歯科医師 西村 望 氏	Zoom
5月	9	火	14:00~16:00	レジリエンスプログラム(+マインドフルネス)⑦~チームレジリエンス	カウンセリング担当相談員 永田 俊代 氏	Zoom
	12	金	14:00~16:00	両立支援プランから考える職場の労務管理対応方法について	両立支援促進員 福本 健二 氏	姫路商工会議所(601)
	16	火	14:00~16:00	睡眠とメンタルヘルス	関西労災病院 治療就労両立支援センター 保健師 老谷 るり子 氏	兵庫県医師会館 (602*603)
	18	木	14:00~16:00	お口は健康の入口	兵庫県歯科医師会 歯科医師 山川 達也 氏	Zoom
	10	金	14:00~15:00	職場の高齢化は進んでいませんか?高齢者が現役で働き続けるための健康管理 ~エイジフレンドリーガイドライン~	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 保健師 井谷 美幸 氏	兵庫県医師会館
	19	並	15:00~16:00	勤労高齢者が気を付けたい食事のポイント~健康に働き続けるために~	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 管理栄養士 高矢 央子 氏	(602-603)
	22	月	14:00~16:00	職場におけるハラスメント対策について	兵庫労働局 雇用環境·均等部指導課 担当官	兵庫県医師会館 (602-603)
	24	水	14:00~16:00	知っておくと便利な自前で出来る社内研修のツール1 ~エゴグラム~	カウンセリング担当相談員 森崎 美奈子 氏	兵庫県医師会館 (602*603)
	25	木	14:00~16:00	4つのケアシリーズ第1回 ~セルフケア研修を考える~	メンタルヘルス対策促進員 尼子 尚造 氏	Zoom
	26	金	14:00~16:00	保険者から見た健康施策のポイント	保健指導担当相談員 登岐 瑞穂 氏	兵庫県医師会館 (602*603)
	30	火	14:00~16:00	勤労者の熱中症予防	一般社団法人 働く人の健康と安全を守る会 理事長 理学療法士 高野 賢一郎 氏	Zoom
6月	2	4	14:00~15:20	兵庫第14次労働災害防止推進5ヵ年計画について(安全と労働衛生等含む)	兵庫労働局 労働基準部安全課 担当官	兵庫県医師会館
	2	317	14.00 - 13.30	大洋男・4人万國火音別工作地5万千計回にラル・C(女王C万國南王寺台で)	兵庫労働局 労働基準部健康課 担当官	(602*603)
	6	火	14:00~16:00	ISO 22301事業継承BCP規格のポイントの理解と中小規模医療・介護等事業者のBCP作成支援	労働労働衛生工学担当相談員 赤井橋 研一 氏	兵庫県医師会館 (602*603)
	12	月	14:00~16:00	ストレスチェック集団分析活用による職場環境問題改善	メンタルヘルス対策促進員 丸山 二郎 氏	尼崎商工会議所(501)
	14	水	14:00~16:00	転倒災害を防ぐ運動機能改善や作業方法と作業環境のKAIZEN	一般社団法人 働く人の健康と安全を守る会 理事長 理学療法士 高野 賢一郎 氏	姫路商工会議所(601)
	15	木	~6/22 16:30	【録画配信】労働安全衛生法の理解を深める(その1) 〜法律の趣旨、体系や法律の読み方を理解する〜 ※11/8開催分	労働衛生関係法令担当相談員 角森 洋子 氏	YouTube
	16	金	14:00~16:00	化学物質の自律的管理における事業者・産業医・化学物質管理者等の役割 について	労働衛生工学担当相談員 豊田 隆俊 氏	兵庫県医師会館 (602-603)
	21	水	~6/28 16:30	【録画配信】安全衛生委員会を職場全体で活かそう ※2/28開催分	産業医学担当相談員 鈴木 克司 氏	YouTube
	22	木	14:00~16:00	口からはじまる健康づくり	兵庫県歯科医師会 歯科医師 砂治国隆 氏	Zoom
	27	火	14:00~16:00	4つのケアシリーズ第2回 ~ラインケア研修を2部構成で考える~	メンタルヘルス対策促進員 尼子 尚造 氏	Zoom



右記QRコード(当センターホームページ)からお申込みください。



月	В	曜日	時 [11]	₹ - ₹	吉觜 台 币	会 場
7月	3	月	14:00~16:00	労働者の転倒予防について考える~労災データベースの分析から~	保健指導担当相談員 林 知里 氏	兵庫県医師会館 (602·603)
	4	火	14:00~16:00	職域で「そろそろ禁煙しませんか」を合言葉に禁煙支援と 受動喫煙支援防止対策	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 保健師 井谷 美幸 氏	尼崎商工会議所(501)
	7	金	14:00~16:00	ストレスチェック制度における高ストレス者対応	メンタルヘルス対策促進員 岸野 雄彦 氏	姫路商工会議所(601)
	10	月	14:00~16:00	労働安全衛生法の理解を深める(その2)	労働衛生関係法令担当相談員 角森 洋子 氏	兵庫県医師会館 (602·603)
	12	-1-	13:20~14:50	リワーク支援を活用した職場復帰への準備 〜メンタル不調による休職者への支援〜	兵庫障害者職業センター 堂本 朗子 氏	尼崎商工会議所
	12	水	15:00~16:00	メンタル不調者の復職支援のポイントについて	メンタルヘルス対策促進員 遠藤 昌克 氏	(401)
	14	金	14:00~16:00	【産業看護職研修会】メンタル不調者への対応	保健指導担当相談員 鮫島 真理子 氏	兵庫県医師会館 (602·603)
	25	火	14:00~16:00	4つのケアシリーズ最終回 ~あるべき体制づくりと労働災害予防を考える~	メンタルヘルス対策促進員 尼子 尚造 氏	兵庫県医師会館 (2F)
	28	金	14:00~16:00	職場の睡眠改善アプローチ	関西労災病院 治療就労両立支援センター 保健師 老谷 るり子 氏	尼崎商工会議所(501)
	31	月	14:00~16:00	【事例検討会】みんなで語り合う "治療と仕事の両立支援" 産業保健専門職 保健師 藤本さゆみ 氏神戸労災病院 MSW 遠藤かおり 氏		兵庫県医師会館 (602·603)
8月	1	火	14:00~16:00	レジリエンス研修① カウンセリング担当相談員 永田 俊代 氏		兵庫県医師会館 (602·603)
	2	水	14:00~16:00	受動喫煙防止対策 産業医学担当相談員 島 正之 氏		兵庫県医師会館 (602·603)
	8	火	14:00~16:00	「メンタルヘルス対策と人間関係」~人間中心アプローチで対策を考えましょう~ メンタルヘルス対策促進員 波多 勇 氏		姫路商工会議所(601)
	23	水	14:00~16:00	知っておくと便利な自前で出来る社内研修のツール2 ~コミュニケーションスキル研修~		兵庫県医師会館 (602·603)
	29	火	14:00~16:00	テレワークにおける労働衛生管理	産業医学担当相談員 鈴木 克司 氏	尼崎商工会議所(502)
	31	木	14:00~16:00	職場復帰支援のノウハウ&困難ケースの検討	カウンセリング担当相談員 栗岡 住子 氏	兵庫県医師会館 (602·603)
9月	4	月	14:00~16:00	特定健診・特定保健指導の課題	産業医学担当相談員 島 正之 氏	尼崎商工会議所(501)
	5	火	14:00~16:00	「産業看護職研修会」健康診断と保健指導(仮題)	保健指導担当相談員 登岐 瑞穂 氏	兵庫県医師会館 (602·603)
	8	金	14:00~16:00	産業保健の困りごとを考えよう(ワークショップ)	メンタルヘルス対策促進員 尼子 尚造 氏	Zoom
	12	火	14:00~16:00	メンタルヘルス不調休職者の復職と仕事との両立について	メンタルヘルス対策促進員 岸野 雄彦 氏	Zoom
	15		13:20~14:50	リワーク支援を活用した職場復帰への準備 〜メンタル不調による休職者への支援〜 兵庫障害者職業センター 堂本 朗子 氏		7
	15	金	15:00~16:00	メンタル不調者の復職支援のポイントについて	メンタルヘルス対策促進員 遠藤 昌克 氏	Zoom
	20	水	14:00~16:00	企業の健康経営は「心の健康づくり」が鍵	メンタルヘルス対策促進員 丸山 二郎 氏	兵庫県医師会館 (601)
	22	金	14:00~16:00	メンタルヘルス不調で休職中の方への新しい復職支援方法	一般社団法人 働く人の健康と安全を守る会 理事長 理学療法士 高野 賢一郎 氏	Zoom
	25	月	14:00~16:00	今、期待されている職域における、女性の健康についてのリテラシー向上	産業保健専門職 保健師 藤本さゆみ 氏	兵庫県医師会館 (602·603)
	27	水	14:00~16:00	労働時間制度の基礎と実務~従業員の安全と健康を守るために~	社会保険労務士 三谷文夫 氏	兵庫県医師会館 (602·603)

[※]ご注意 研修会は無料です。詳細はホームページをご覧ください。お申込みは、研修開催月の2ヶ月前から可能です。 急きょ研修会のテーマ日時の変更・中止になる場合があります。ホームページで最新情報をお知らせいたしますので、必ず事前にご確認ください。

FAX送信日 年 月 日

集合研修・セミナー参加申込書

※Web研修会・YouTube配信研修会のお申込みは、ホームページからのみ申込みが可能です。

研修開催日	集合研修	多・セミナー名	
1 /			
2 /			
3 /			
4 /			
⑤ /			
複数で	でのお申込みができます。下記、記載	はと図をお願いします。	
フリガナ		研修開催日:□① □② □]3
受講者氏名 1		□産業医 □事業主 □産業看護職 □ 働者 □衛生管理者 □その他(社会 ント・カウンセラー・安全管理者・	会保険労務士・コンサルタ
フリガナ		研修開催日: □① □② □	3 4 5
受講者氏名 2		□産業医 □事業主 □産業看護職 □ 働者 □衛生管理者 □その他(社会 ント・カウンセラー・安全管理者・	会保険労務士・コンサルタ
事業場名 ※産業業保健スタッフ向けの 研修のため必須			
住所	〒 −		
電話番号・FAX	T	FAX	
メールアドレス	\bowtie		メールマガジン 希望する□



- ◆受講票は発行いたしません。定員を超える申込みがあった場合はご連絡いたします。
- ◆急きょ研修会のテーマ、日時等の変更や開催が中止となる場合があります。

ひょうごさん ◆ホームページで最新情報をお知らせいたしますので、必ず事前にご確認ください。

兵庫産業保健総合支援センター FAX 078-230-0284

事務局からのお知らせ

県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き贈呈式」を行いました

(一社) 兵庫県トラック協会では、交通事故防止事業の一環として、県下小学校の新一年生に対して、少しでも交通安全意識を持ってもらうため、昭和55年より絵入りの「交通安全啓発下敷き」を贈呈しております。本年も、県下778校の新小学一年生約50,000名に「下敷き」をお贈りし、贈呈式を下記にて実施しました。

日 時 令和5年3月29日(水) 午前11時00分~ (贈呈式)

場 所 兵庫県トラック総合会館



兵庫県トラック協会副会長 村上交通対策委員長

兵庫県教育委員会事務局 体育保健課 北中課長 (現 県立明石高校校長)

5月は「トラック運送業界の美化月間」です。 『ゴミは持ち帰ろう!』 キャンペーンの実施について

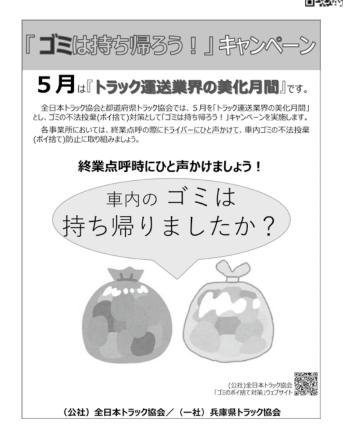
「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の「サブ目標3」(全ト協と全都道府県ト協が共通で取り組む「行動月間」を設定する)の一環として、5月を「トラック運送業界の美化月間」に設定して全国で取組むこととなりました。不法投棄(ポイ捨て)対策として「ゴミは持ち帰ろう!」キャンペーンを実施することとし、車内ゴミの事業所への持ち帰りをドライバーに意識づけするための啓発用チラシおよび、車内貼付用のステッカーを作成しました。

つきましては、ステッカーの活用等によりゴミの不法投棄(ポイ捨て)対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、この活動の一層の効果をあげるため、ドライバーの終業点呼時に「ゴミを持ち帰りましたか?」と声かけをする「声かけ活動」の実施をお願いいたします。

- ※ チラシを希望の方は、兵ト協ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- ※ 車内貼付用ステッカーについては、6月号兵ト協ニュースに同封して会員の皆様へ1シート (ステッカー10枚)配付する予定です。(6月以降も継続した取組をお願いします)

https://jta.or.jp/member/kankyo/stop littering.html



陸災防のページ

問い合せ先)陸運労災防止協会 兵庫県支部 (兵庫県トラック協会内) 電話 078-882-5556

重要なお知らせ

(一社) 兵庫県トラック協会 (陸災防兵庫県支部)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年労働省令第33号)及び安全衛生教育規程の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第104号)が、令和5年3月28日に交付された。

主な改正内容は次のとおりです。

主な改正内容

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 【令和5年10月1日施行】

貨物自動車に荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置や保護帽の着用が義務づけられる貨物自動車の範囲が、最大積載量が2トン以上の貨物自動車となります。(改正前は最大積載量5トン以上)

ただし、最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車で保護帽の着用が義務づけられるのは、あおりのない荷台を有する貨物自動車、平ボディ車、ウイング車など、荷台の側面が開放できるものや、テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で、テールゲートリフターを使用するときに限られます。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化 【令和6年2月1日施行】

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。

令和6年2月1日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テール ゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

《特別教育のカリキュラム》

学科教育

科目	範 囲	時間
テールゲートリフ ターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフ ターによる作業に関 する知識		2時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技教育

テールゲートリフターの操作の方法について、2時間以上

3 運転位置から離れる場合の措置の一部改正【令和5年10月1日施行】

走行の運転位置とテールゲートリフターの運転位置が異なる貨物自動車で、原動機を停止するとテールゲートリフターが動かせなくなるものは、運転者が運転位置を離れるときの原動機停止義務とテールゲートリフターを最低低下位置に置く義務が適用されなくなります。ただし、ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置が必要です。

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ね られた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業 (荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く) を 行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのう ちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注: 当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2023年7月27日(木) 9時~17時(座学講習)			
一番日日内	2日目	2023年7月28日(金) 9時~17時(座学講習、修了試験)			
兵庫県トラック総合会館 3階会議室 講習会場 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。					

2. 受講料

	受 講 料		テキスト代	合 計		
兵卜協会員		7,700円 (内消費税10% 700円)	無 料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)		
非会員		7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)		

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又 は責任者の方) の記入及び、押印(丸印) が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予 **約受付を行ってから**次の①~**④を現金書留**で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2023年6月6日(火)~2023年7月21日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① **受講申込書**(A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。)
- ② **証明写真 2 枚**(サイズ縦 3.0cm、横 2.5cm)
 - ※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス ティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー 等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。 ※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

- ③ 運転免許証の写し(住所変更している場合は、裏面必要)
- ④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。 受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。 (申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時~17時 (12時~13時は除く)。

5. 持 参 品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム・ボールペン)

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

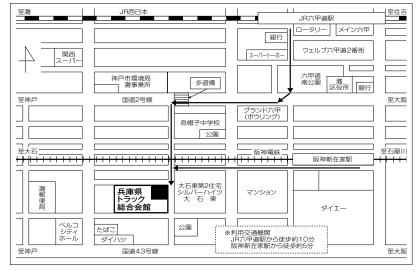
修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、<u>追試験を1回のみ受験する</u> ことができます。

<u>追試験を希望される場合は、受験料2,200円(税込)が必要</u>となりますのでご留意下さい。(追試験は、後日実施します。)

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫 県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL(078)882-5556



本人確認 ※

はい作業主任者技能講習会

受講申込書

写真貼付し て下さい。

縦 3.0 c m 横 2.5 c m

修了証台帳

ふりがな						旧姓を使用した氏名又 は通称の併記の希望の	□ 希望する	□ 希望しない
氏	名					有無 (☑印)	氏名又は通称	
						修了証番号	*	
生 年	月日		年	月	日生	交付年月日	*	
現住所		₹						
(修了証)	こ載ります)							
		電話	(携帯電	٤話)				
	所在地	=						
勤務先		電話				FAX		
	名 称							

	証	明	書	
	ш	7.3		
			巫进业 几夕	(A)
			受講者氏名	<u> </u>
上記の者は、はいん	付け又ははいく	ずしの作業に		
年	月 日かり	ら 年	月 日まで	
3年以上従事した約	経験を有する者	であることを	:証明します。	
年 月	日			
十 刀	Н	事業者	夕.	
		丁 木石	11	
		华 丰豆	は害に必	
		1\衣义	は責任者	<u> </u>
書替・再交付年月日	※ 年	月 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

旧姓の併記は戸籍謄本、通称の併記は住民票又はそれに類する証明書を添付。 ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。



燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買いましょう

軽油「元売別」購入価格表(令和5年3月末現在)

(単位:円/マズ)

	区分	ロー	リー	組	合	カー	- ド	スタ	ンド
元売名		平	均	平	均	平	均	平	均
J X	J X T G 114.36		116.95		116.16		120.19		
出	光	110.95		116.50		118.50		125.00	
コス	モ	113	115.53		118.05		120.50		
その	他	他 110.30 110.77).77	118.40		124.30		
総	計	113	3.14	113	3.97	117	7.18	12	3.62
5 全国]平均	109	9.10		.t.1	118	5.40	11	9.52
2 近畿	2 近畿平均		8.76	調査なし		119.41		123.85	

兵ト協 調 べ

全ト協調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位:円/マ゚ァ)

区分	ローリー	組合	カード	スタンド	
集計月	平均	平 均	平 均	平均	
令和4年4月	119.69	118.86	125.02	132.49	
令和4年5月	117.40	117.63	122.17	128.76	
令和4年6月	112.17	112.51	120.31	127.07	
令和4年7月	117.90	121.75	125.42	130.93	
令和4年8月	113.40	114.24	118.46	124.25	
令和4年9月	114.51	113.40	118.32	122.29	
令和 4 年10月	113.14	114.70	121.25	126.60	
令和4年11月	114.32	113.68	121.13	127.02	
令和 4 年12月	112.48	114.43	119.32	122.42	
令和5年1月	112.62	114.05	117.69	125.42	
令和5年2月	112.43	115.04	116.54	122.73	
令和5年3月	110.71	113.82	115.41	122.33	
令和5年4月	113.14	113.97	117.18	123.62	
年間平均	114.15	115.24	119.86	125.84	

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会	社名			代表す	皆名		主たる連絡	先	
5.3.3	L 但馬	一般	(有)馬場崎	モータ	ース	馬場	易崎	智	成	〒667-0011 養父市八鹿町浅間1107-1	TEL FAX	079-662-5017 079-662-7858
4.12	2 西播	一般 利用	(株) 聖	運	社	横	山	賢	_	〒679-4161 たつの市龍野町日山22-23	TEL FAX	0791-63-9507 0791-63-9507
4.14	1 東神戸	一般	(株) 重	機	屋	田	﨑	嘉	子	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東4-7	TEL FAX	078-851-2100 078-851-2039
4.25	1 北播	一般 利用	Gラ -	イン	(株)	荒	牧	敬	雄	〒673-1334 加東市吉井769-1	TEL FAX	0795-20-5180 0795-20-5179

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
5.4.10	東神戸	一般	(有) ミット	高 橋 孝 一
4.17	西播	一般	播磨西エナジック(株)	坪 田 樹
4.17	東部	一般	(株) ホワイトライン	前 川 美智子
4 .21	東神戸	一般	カ ネ ミ 運 送 (株)	内 野 隆 史
4 .24	西播	一般	(株)ヴァン トランスポート	西 崎 秀 雄

変更届

久 天	н		
会員名簿 ページ数	変更事項	ĬΗ	新
5	代表者	(株) 金 沢 土 木 金 沢 一 栄 一	金 沢 王 権
20	住所	日通関西物流㈱ 大阪市福島区福島 6-25-2	〒531-0071 大阪市北区中津5-4-10 日本通運㈱大阪支店ビル2階
29	代表者	テック物 流 ㈱ 堤 文博	園田 政義
31	代表者	間口バリュートランス(株) 阿部 義光	湯浅 勝也
39	代表者	ケーエルサービス西日本(株) 辻 宏 育	小泉 仁人
53	社名 代表者	(株)さんふらわあ物流 竹井 洋	(株)さんふらわあエクスプレス 高 宗 浩二
54	住所 TEL/FAX	新熊本産業㈱ 神戸市中央区港島6-1 TEL 078-303-2538 FAX 078-303-2539	
55	代表者	(株) 大 神 浅田 茂樹	真野 智子
62	代表者	(株)ロジパルエクスプレス 山 本 泰 治	山本 泰治、弓野 理恵
69	代表者	(株)ケイツーライン 齋藤 邦 明	木 村 幸 路
70	代表者	JFE物流㈱ 山村 康	古川誠博
71	代表者	(有)ディ・エフ・シー 山 田 禁 一	山田周平

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	IΠ	新
79	住所	(株) イ ノ ウ エ 神戸市長田区東尻池町9-1-20	〒652-0881 神戸市兵庫区松原通5-1-1 藤和シティーホームズ兵庫1F
81	社名 TEL/FAX	(有) サ ン コ ー TEL 078-452-6766 FAX 078-452-6767	(株) ア イ ズ TEL 078-413-0085 FAX 078-413-0087
99	代表者	SSKロイヤル㈱ 田中 章	丸 田 勇
108	代表者	(株) 松 本 物 流 松 本 泰 夫	松本健
131	住所 TEL/FAX	(株) 早 喜 三木市別所町興治724-92 TEL 0794-86-8180 FAX 0794-86-8182	〒660-0833 尼崎市南初島町2-4 TEL 06-6480-5502 FAX 06-6480-5503
136	会社名	(株) 北 神 社	(株) 花 净 院
152	住所 TEL/FAX	神 姫 逓 送 ㈱ 姫路市城東町竹之門72-1 TEL 079-224-5121 FAX 079-224-5137	〒671-0251 姫路市花田町上原田字長戸手336-5 TEL 079-252-8055 FAX 079-252-8077
152	代表者	(株) 菅 長 菅長 良行	菅 長 良 平
160	会社名	㈱日立物流西日本	ロジスティード西日本㈱
160	住所 TEL/FAX	姫路運送(株) 姫路市延末295 TEL 079-221-6261 FAX 079-221-6263	〒672-8023 姫路市白浜町甲1920-54 TEL 079-240-9013 FAX 079-240-9023
	住所 TEL/FAX	(株)セブンオーシャン 加西市下宮木町749-1 TEL 079-020-0729 FAX 079-020-0391	〒651-2121 神戸市西区玉津町水谷3-12-7-D101 TEL 078-915-8007 FAX 078-939-5368

事務局からのお知らせ

下記のとおり新規採用者がありますのでお知らせいたします。

人 事 異 動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

令和5年5月1日付

発 令 事 項	氏 名	現職
総務部次長	ma v mess 金 谷 明	新規採用

ご協力ありがとうございました 交通遺児の募金を寄せられた会員

R5.4.13 株式会社 三 陸

11,081 円

= 交通遺児募金の郵便振替口座 =

◎ 口 座 名

01170 - 6 - 54803 一般社団法人 兵庫県トラック協会 募金係

協。会。日意誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
4 · 5	貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会(オンライン)		5 • 19	兵卜協 東部支部総会	都ホテル尼崎
6	全卜協 専務理事業務連絡会議	全ト協		兵卜協 東部支部創立 50 周年記念式典	都ホテル尼崎
7	KTS 正副会長会議	ホテルグラン ヴィア 京 都		兵卜協 西宮支部総会	宝塚ホテル
10	自動車関係団体連絡会議	自動車会館		兵卜協 兵庫支部総会	第一耬
	トラックの日の行事検討プロジェクト会議	兵卜協		兵卜協 東播支部総会	加古川プラザホ テ ル
11	香美町との災害時支援協定締結式	香美町役場	20	兵卜協 丹有支部総会	郷の音ホール
12	近ト協 幹事会	大ト協		兵卜協 明石支部総会	明石支部
13	全卜協 重量部会 常任委員会	全ト協		兵卜協 淡路支部総会	グランドニッコー 淡 路
19	近畿地区道路利用者会議	福 井 県 国際交流会館	23	兵卜協 東神戸支部総会	ホテル竹園芦屋
20	三木会	兵ト協	25	兵卜協 西播支部総会	西播支部
21	兵青協 役員会·評議員会·研修会	神仙閣	26	全ト協 海コン部会正副部会長会議	全ト協
22	KTS 物流 DX 研修	大阪「太成閣」	30	兵ト協 理事会(予定)	兵ト協
	兵卜協 北播支部総会	酔 心 本 店 (広 島 市)		- 6 月の予定-	
24	海上コンテナ輸送業界の現状と2024年に向けての説明会		6 · 1	全下協 理事会 役員会	全ト協
27	兵卜協 神戸中央支部総会	神仙閣	5	兵卜協 取扱部会 正副部会長監事会議	兵ト協
28	全ト協 輸送事業部業務関連会議(オンライン)		7	無事故・無違反運動「チャレンジ 100」結果検討会及び打合せ会議	兵庫県民会館 1001号 室
	巡回指導結果定例会議	兵庫陸運部	9	Gマーク事前相談会	西部研修センター
	-5月の予定-			近卜協 幹事会	ホ テ ル グランヴィア大阪
5 • 9	兵卜協 但馬支部総会	但馬長寿の郷	12	運輸安全マネジメントセミナー	西部研修センター
	兵卜協 監事監査	兵卜協	13	全卜協 重量部会 総会	ホテル日航大分 オアシスタワー
10	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	14	運輸安全マネジメントセミナー	兵卜協
11	兵卜協 物流政策·交付金委員会	兵卜協	15	運輸安全マネジメントセミナー	兵卜協
	神戸市危険物安全協会 理事会	ホテル北野プラザ 六 甲 荘	16	天狼会総会	エクシブ六甲 サンクチュアリ・ヴィラ
12	特殊車両通行許可申請講習(オンライン)		17	滋賀県トラック女子部会創立 10 周年記念式典	琵琶湖ホテル
	兵卜協 西神戸支部総会	第一耬	21	過労死等防止対策セミナー	兵卜協
16	兵ト協 海コン部会定例会議	兵 ト 協	22	海上コンテナ部会 総会	大 阪
	2023 年度 G マーク説明会	兵卜協	23	兵卜協 定時総会(予定)	ANA ク ラ ウ ン プラザホテル神戸
18	兵卜協 正副会長会議	兵卜協	26	近卜協 定時総会	ANA ク ラ ウ ン プラザホテル神戸
	兵卜協 役員選考委員会(第3回)	兵卜協	29	兵庫県高圧ガス地域防災協議会 総会 役員会	ANAクラウン プラザホテル神戸
	2023 年度 G マーク説明会	西部研修会館		全卜協 総会·理事会	第一ホテル東京
	兵卜協 常任理事会·総務委員会合同会議	兵卜協			

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県内の風景 (季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真 (いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

■応募方法

- ●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。
- ●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

■その他

- ●応募作品は未発表のものに限ります。
- ●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- ●採用した方には粗品をさしあげます (クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、 返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより"募集中"



~貴社の記事を掲載しませんか??~

この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。 それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

- ●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)
- ●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)
- ●創業時の苦労 ●今後の目標
- ●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真 記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

適同化事業実施機関からのお知らせ

■今月のテーマ「令和4年度の活動内容について」

担当:適正化事業指導員 松井建治

今月は、兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下、「適正化事業実施機関」)の令和4年度の活動内容についてご紹介します。

適正化事業実施機関では、令和4年度に計673事業所に対し巡回指導を実施しており、指導項目別の調査結果は次のとおりとなっております。

巡回指導項目別調査結果

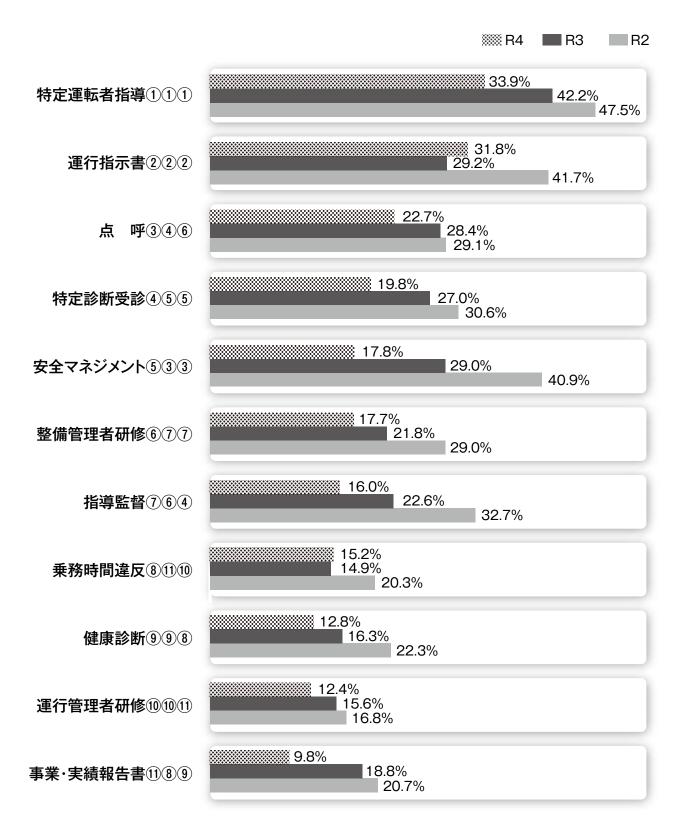
(令和4年4月~令和5年3月)

	(マ和中十十7) マ和O十O/1/			
重点	調査事項			(否) 比率(%)
	(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	672	4	0.6%
	(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	671	0	0.0%
	(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	672	5	0.7%
	(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	672	5	0.7%
	(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	672	2	0.3%
	(6) 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	380	0	0.0%
	(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等) はないか。	656	0	0.0%
	(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	656	0	0.0%
	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	504	2	0.4%
	(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	31	1	3.2%
	(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	671	20	3.0%
	(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	671	4	0.6%
	(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 (5) (本社巡回に限る。)	336	33	9.8%
	(1) 運行管理規程が定められているか。	670	1	0.1%
0	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	654	2	0.3%
	(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	607	75	12.4%
	(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	656	4	0.6%
0	(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が 作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	669	102	15.2%
	☆ (6) 過積載による運送を行っていないか。	652	0	0.0%
0	(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	670	152	22.7%
	(8) 乗務等の記録 (運転日報) の作成・保存は適正か。	670	2	0.3%
	☆ (9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	617	18	2.9%
	(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	179	57	31.8%
\circ	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	670	107	16.0%
\circ	⑴ 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	484	164	33.9%
\circ	⑴ 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	486	96	19.8%
	(1) 整備管理規程が定められているか。	671	0	0.0%
0	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	653	2	0.3%
	(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	576	102	17.7%
	(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	670	15	2.2%
	(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、 点検整備記録簿等が保存されているか。	670	40	6.0%
	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	523	7	1.3%
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	642	20	3.1 %
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	654	2	0.3%
0	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	670	86	12.8%
	(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	664	3	0.5%
			(=	1 000
	(2)健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	660	8	1.2%
		■点	 (1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。 (2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 (3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 (4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。 (5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。 (6) 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定資物に係る荷主の名称変更等) (7) 自家用資物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 (6) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 (7) 自家用資物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 (6) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 (7) 自事車放報告書を提出しているか。 (3) 運転者台帳が適正に記録され、保存されているか。 (4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。 (5) 事業報告書を提出しているか。 (671 (5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 (71 (5) 事業報告書を提出しているか。 (4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。 (5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 (670 (2) 運行管理者が選任され、届出されているか。 (5) (本社巡回に限る。) (6) (5) (存管理理者が選任され、届出されているか。 (6) 過費付管理者に所定の研修を受けさせているか。 (6) 過費報による運送を行っていないか。 (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 (7) (9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 (7) (9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 (7) (9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 (1) 1 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 (7) (9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 (7) (1) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 (1) 1 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 (1) 2 特定の運転者に対して適け診断を受けさせているか。 (1) 2 特定の運転者に対して適け診断を受けさせているか。 (2) 2 特備管理規程が定められているか。 (3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 (4) 1 等規則が制定され、届出されているか。 (5) 定期意様を確定に行っているか。 (6) (5) 定期意様を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 (7) (4) 日常の運転者に対して適けないか。 (5) 定期意様を作ないいるか。 (6) (5) 定期意様を対し、 (7) (4) 日常の運転者に対しているか。 (4) 日常のでは、 (5) (4) 所要の健康が断を実施し、これに基づに表しないか。 (6) (5) (4) 所のでは、 	 (五) 調査 事項 (日) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。 (2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 (3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 (4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。 (5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。 (6) 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) (7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 (8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 (1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。 (2) 自動車事故報告書を提出しているか。 (3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。 (5) (本社価回に限る。) (1) 連行管理者区域事業実績報告書を提出しているか。 (5) (本社価回に限る。) (1) 運行管理者で定められているか。 (2) 運行管理者で定められているか。 (3) 運行管理者で変した動務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が値上に管理されているか。 (4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が値上に管理されているか。 (6) 過稅報による運送を行っていないか。 (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 (6) 過稅報による超送及でその保存・活用は適正か。 (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 (8) 乗務等の記録(端転日報)の作成・保存は適正か。 (7) 点呼の実施及びその保存・活用は適正か。 (1) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 (1) 理行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 (2) 20 (1) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 (3) 等での運転者に対して特別な指導を行っているか。 (4) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 (2) 整備管理規程が定められているか。 (3) 移定の運転者に対して特別な指導を行っているか。 (4) 10 無点検基準を作成し、これに基づき、検を適正に行っているか。 (7) 20 (2) 整備管理規程が定められているか。 (7) 57 (10 (2) 整備管理相解が定められているか。 (3) 整備管理者が選任され、届出されているか。 (4) 日常点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、 (5) 点検整準を作成し、これに基づき、減 直正に点検・整備を行い、 (6) (3) 3) 整備管理者が選任され、届出されているか。 (2) 3 6 協定が締結され、届出されているか。 (3) 3 8 個管理者が適にもれ、届出されているか。 (4) 11 第、保険を適定に対しませがないか。 (5) 点検を選挙を作成し、 (6) (4) 11 第、保険が定め、 (6) (5) (4) 11 第、保険が定め、 (7) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6

注1) ○は重点項目

注2) ☆は霊柩事業者は除外する項目

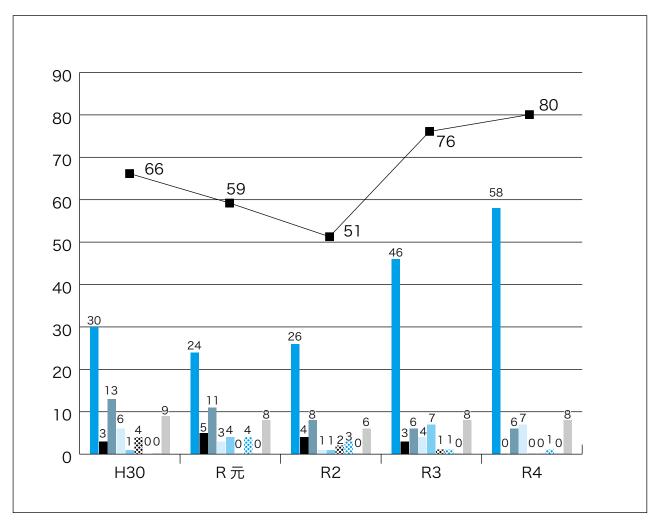
過去3事業年度における指導項目ワースト10 (指導38項目の「否」の比率による順位付け)



注)指導項目末尾の〇数字は左からR4・R3・R2年度のワースト順位

貨物自動車運送事業に関する苦情処理件数

適正化実施機関では、令和4年度に計80件の苦情・相談等を受け付け処理しました。 しばらく減少傾向であったものが、3年度から増加に転じ、今年度も増加傾向が続く 結果(特に「危険運転」)となりました。



■ 危険運転等 ※※※ 無許可営業等

■■■ 宅配関係等 ※※※ 環境問題・不正改造等

■ 引越等
※※※ 運賃等

違法駐車等 その他

■ 労働条件等 --- 合計

寄せられた苦情申告のうち「危険運転」が7割を超えます。 トラックドライバーが大丈夫と思う行為も乗用車からみると 危険運転になってしまう場合があります。

ドライバーの皆さんは、くれぐれも安全運転を心掛けて下さい。

·2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業

安全の証し。Gマーク

「安全性優良事業所」申請概要

①申請案内

令和5年4月28日公開

全日本トラック協会ホームページより ※申請案内(冊子)および手書き申請書類は、 5月上旬に配布予定

②Web申請システム 令和5年5月下旬稼働

全日本トラック協会ホームページ Gマーク関係ページより

「新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置」を 講じています。詳細については、全日本トラック 協会ホームページをご覧下さい。



申請受付期間 2023年 7月1日(土) 7月14日(金)

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、 「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

更新の 前回、以下の申請年度に認定された事業所の お知らせ 皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2021年度(新規)	219****
2回目更新	2020年度(初更)	209****(1)
3回目更新	2019年度(2更)	199 * * * * (2)
4回目更新	2019年度(3更)	199 * * * * (3)
5回目更新	2019年度(4更)	199 * * * * (4)
6回目更新	2019年度(5更)	199 * * * * (5)

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

 ●車両を売却する際には 「Gマーク」ステッカーを 剥がしていただく等、 Gマーク認定事業所が 正しく認知されるように してください。







国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい 内容については、ホームページをご覧ください。 https://jta.or.jp

